

# 駿河台大学女子ホッケー部後援会 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、駿河台大学女子ホッケー部後援会と称する。

(目的)

第2条 本会は、次に掲げる事項を目的とする。

1. 駿河台大学女子ホッケー部の強化・発展のための支援を行うこと
2. 駿河台大学女子ホッケー部との交流と連携を図ること
3. 会員相互の連携と親睦を図ること

## 第二章 事務所

(事務所)

第3条 本会は、事務所を埼玉県飯能市阿須698番地駿河台大学久我研究室内に置く。

## 第三章 会員

(会員)

第4条 本会は、次の会員で組織する。

1. 駿河台大学女子ホッケー部に在籍した者  
又は第2条に掲げた本会の目的に賛同し、理事会の承認を得た者(個人会員)
2. 第2条に掲げた本会の目的に賛同し、理事会の承認を得た団体(法人会員)

(会員資格)

第5条 会員は第2条に掲げた本会の目的に賛同して入会申込みを行い、以下に定める年会費を納入し、会員名簿に登録された者(団体)とする。

(年会費)

第6条 年会費は次の通り定める。

- (1)個人会員一口につき、5,000円
  - (2)法人会員一口につき、5,000円
1. 年会費の上限口数は定めない。
  2. 年会費は所定の口座に納入することとする。
  3. 支払いの際の手数料は入会者(団体)の負担とする。
  4. 事業年度の途中から入会した場合でも、年会費の金額に変更はないものとする。
  5. 支払われた年会費は、理由の如何に関わらず返還しないものとする。

(会員)

第7条 年会費納入後、以下の特典を受けることができる。

- (1)季刊誌のお届け
- (2)その他ご案内

(退会)

第8条 次に該当する場合は本会を退会するものとする。

- (1)会員より退会の申し出があった場合
- (2)年会費の納入がされない場合
- (3)本会の活動の妨げとなる行為があった場合
- (4)本会則を遵守できない場合
- (5)その他、本会が会員として不適合と認めた場合

## 第四章 会計

(会計)

第9条 本会の事業執行に要する費用は、年会費、寄付金、その他の収入を以て充てる。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は4月1日から3月31日とする。

## 第五章 役員

(役員)

第11条 本会に次の役員をおく。

1. 顧問 1名
2. 会長 1名
3. 副会長 若干名
4. 理事 10名程度
5. 監事 若干名

(会長)

第12条 会長は、本会を代表し、理事を兼ね、本会の運営を統括する。

(副会長)

第13条 副会長は、理事を兼ね、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(理事)

第14条 理事は、会務を分担、所管する。

(監事)

第15条 監事は、本会の運営を監督し、また本会の会計を監査する。

(役員を選任)

第16条 役員は理事会の推薦に基づき、総会で承認を受けなくてはならない。但し、本会則による最初の役員は、現会長の推薦に基づき、総会の承認を受けるものとする

(役員任期)

第17条 役員は会員から選任し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(名誉会長)

第18条 本会の会長を2期以上努めた者を、名誉会長と敬称する。

## 第六章 総会

(開催)

第19条 総会は、原則として毎年開催する。また、必要に応じて、臨時に総会を開催することができる。

(招集)

第20条 総会は、会長または副会長が招集する。

(議長)

第21条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数等)

第22条 総会の決議は、出席者の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第23条 会員は、出席会員に委任してその議決権を行使することができる。この場合は、代理権を証する書面を総会毎に会長に提出しなければならない。

(決議事項)

第24条 総会は、本会の最高決議機関として次の事項を決議するものとする。

1. 役員を選任
2. 予算
3. 決算
4. 本会則の改訂及び改廃
5. その他重要と認められる事項

(議事録)

第25条 総会の議事については、議事録を作成する。

## 第七章 理事会

(組織)

第26条 本会の会務執行に関する重要事項を協議し、会務の全般に亘って執行、管理を行うため、本会則第4条に定められた理事をもって理事会を組織する。

(開催)

第27条 理事会は、議案に応じて都度開催する。

(招集)

第28条 理事会は、会長または副会長が招集する。

(議長)

第29条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。但し、会長に事故あるときは、副会長がこれにあたる。

(決議の要件)

第30条 理事会の決議は、出席理事の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第31条 理事は、他の出席理事に委任してその議決権を行使することができる。

この場合は、代理権を証する書面を理事会毎に会長に提出しなければならない。

(決議事項)

第32条 理事会は、次の事項について協議を行い、または決議するものとする。

1. 役員の選任案
2. 予算案
3. 決算案
4. 委員会の設置
5. 駿河台大学女子ホッケー部強化の為の提案
6. その他 会務執行に関わること

(議事録)

第33条 理事会の議事については、議事録を作成する。

## 第八章 事業

(本会の事業内容)

第34条 本会の目的を達成する為に次の事業を行うものとする。

- (1) 駿河台大学女子ホッケー部への経済的援助活動
- (2) 駿河台大学女子ホッケー部の試合応援活動
- (3) 駿河台大学女子ホッケー部の広報活動
- (4) その他、本会目的達成の為の活動

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

## 第九章 附則

(異動)

第36条 会員は、住所、氏名、勤務先等の変更があった場合には、速やかに会長に届出しなければならない。

(プライバシーポリシー)

第37条 会員登録した際の個人情報は、本会の運営のためのみに管理及び使用し、その保護に万全を期するよう務めることとする。また、いかなる場合でも第三者への提供は行わない。

(改訂・施行)

第38条 本会は2015年3月15日に設立され、同年4月1日より会則に従い後援会活動を開始する。

第39条 本規則第6条の項を2016年3月20日付改定即日施行する。

第40条 本規則第7条、第8条の項を2017年4月16日付改定即日施行する。

第41条 本規則第7条の項を2019年3月17日付改定即日施行する。

第42条 本規則第7条の項を2020年3月7日付改定即日施行する。

第43条 本規則第11条の項を2021年3月21日付改定即日施行する。

第44条 本規則第4条、第6条の項を2023年3月25日付改定即日施行する。